

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定施設の使用に係る改善命令
根拠条例・規則名		下水道法
条 項		第 37 条 の 2
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話 : 048-829-1559)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>事業場等の水質規制に関する指導指針</p> <p>命令 行政指導では排除下水の改善が図られないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除基準を継続して著しく超過するおそれ又は超過が認められる場合 ・ 悪質な行為により、排除基準値を超過するおそれがある場合 ・ 下水道施設又は公共用水域へ重大な影響を与えるおそれ若しくは現に認められる場合 <p>一時停止命令 命令によって排除下水の改善が図られないとき又は停止以外に是正の手段がないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設又は公共用水域へ重大な影響を及ぼす下水を継続して排除しようとする場合 ・ 命令だけでは、違反状態が継続し、下水道施設又は公共用水域へ重大な影響を及ぼすおそれ若しくは現に及ぼす場合
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		